

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

令和3年3月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第8号

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等）

第3条 法第78条の2の2第1項第1号及び第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに法第78条の2の2第1項第2号及び第78条の4第2項の規定により条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

（指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員）

第4条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。

（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件）

第5条 法第78条の2第4項第1号（法第78条の2の2第1項の規定により適用される場合を含む。）の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を

開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う者に限る。）（以下この条において「法人等」という。）とする。ただし、法人等の役員（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）、開設者又は管理者（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の4に規定する診療所の管理者をいう。）のうちに天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者があるものを除くものとする。

（指定認知症対応型共同生活介護事業所における入居の確認）

第6条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（記録の保存年限）

第7条 指定地域密着型サービス事業者は、基準省令第3条の40第2項第1号から第4号まで、第17条第2項第1号及び第2号、第36条第2項第1号及び第2号（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項第1号から第3号まで、第60条第2項第1号及び第2号、第87条第2項第1号から第4号まで、第107条第2項第1号から第3号まで、第128条第2項第1号から第3号まで、第156条第2項第1号から第3号まで（基準省令第169条において準用する場合を含む。）又は第181条第2項第1号から第6号までに掲げる記録を整備し、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から5年間保存しなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、基準省令第3条の40第2項第5号から第7号まで、第17条第2項第3号から第5号まで、第36条第2項第3号から第6号まで（基準省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項第4号から第7号まで、第60条第2項第3号から第6号まで、第87条第2項第5号から第8号まで、第107条第2項第4号から第7号まで、第128条第2項第4号から第8号まで、第156条第2項第4号から第7号まで

(基準省令第169条において準用する場合を含む。)又は第181条第2項第7号から第10号までに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。